

海上運送法施行規則第二十二條の五第二号及び第二十三條の五第二号に規定する国土交通大臣が告示で定める場合を定める告示

海上運送法施行規則第二十二條の五第二号及び第二十三條の五第二号の国土交通大臣が告示で定める場合は、出港から次の入港までの時間が五十分未満であるときとする。